

いつでも安心して暮らすための国民健康保険

国民健康保険ガイド

★保険課 ☎25-1116



新しい国民健康保険被保険者証(保険証)を送付します

現在の保険証の有効期限は **7月31日(木)** となっています。**8月から使用する新しい保険証は7月中旬に送付**します。

なお、送付の際は、配達状況が記録され、ご自宅の郵便受けに配達される特定記録郵便でお届けします。

新しい保険証(ピンク色)が届いたら記載内容を確認してください。誤りや変更がある場合は、保険証、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)を持って、保険課または支所市民福祉課へ申し出てください。

古い保険証(灰色)は、8月1日(木)以降にご自身で処分してください。なお、保険証には個人情報記載されています。処分するときは、はさみで切るなどして、内容が読み取られないようご注意ください。

今回送付する新しい保険証の台紙には、「大切なお知らせ」として、国民健康保険制度のデータベースに

登録されている加入者の個人番号(マイナンバー)の下4桁が記載されています。ご確認ください、違っている場合は、保険課までご連絡ください。

▶ 70歳から74歳の方の保険証について

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には、保険証と高齢受給者証が1枚のカードになった「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(以下「保険証兼高齢受給者証」という。)を交付しています。

対象者には7月中旬に新しい保険証兼高齢受給者証を送付します。8月以降に70歳を迎える方は、誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から保険証兼高齢受給者証が使用できるため、誕生月の月末(1日が誕生日の方は前月末)に送付します。

医療費の負担割合は、所得等の状況に応じて2割または3割となります。保険証兼高齢受給者証に記載の負担割合をご確認ください。



国民健康保険証の廃止について

国の法改正によりマイナンバーカードと健康保険証が一体化されるため、12月2日以降は現行の保険証は交付されなくなります。

なお、今回お送りする新しい保険証は有効期限(原則令和7年7月31日)までは引き続き利用できますが、12月2日以降は紛失等による保険証の再発行はできませんので、ご注意ください。

今後、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録をしていない方には被保険者資格の情報等が記載された「資格確認書」の発送を予定しています。

※詳しくは、保険課へご確認ください。



国民健康保険限度額適用認定証の更新について

マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証を利用すると、更新の手続きなく自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

現在の「国民健康保険限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)」(以下、「認定証」という。)の有効期限は、7月31日(木)です。

8月以降も引き続き「限度額認定証」の交付が必要な場合は、更新の手続きをお願いします。

●更新期間 7月19日(金)～8月30日(金)

●受付窓口

保険課、支所市民福祉課

●用意

国保の保険証、マイナンバーカード

※国民健康保険税に滞納があると、認定証の交付を受けられません。

※転入や未申告等で所得が不明な場合、上位所得者の区分となります。

限度額適用認定証とは

国民健康保険の加入者が1か月に1つの医療機関で高額な治療を受ける場合、窓口で提示すると支払いが自己負担限度額までになるものです。ただし、差額ベッド代等の保険が適用されないものや、入院中の食事代は別に支払いが必要です。

※更新期間後も随時申請できますが、認定証は申請した月の初日から有効となります。月を遡った発行はできませんのでご注意ください。

※認定証を提示しなかった場合、自己負担額を超えた支払い分は、後から高額療養費の支給対象となります。

▶ 70歳から74歳の方へ

次の①②のいずれかに該当する方が、医療機関での支払いを限度額までとするためには、認定証の更新または申請が必要です。

①住民税非課税世帯の方

②住民税課税世帯で課税所得が145万円以上690万円未満の方

※①②に該当しない方は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が認定証の代わりになるため、申請は不要です。



令和6年度の国民健康保険税について

令和6年度の国民健康保険税納税通知書及び特別徴収決定通知書は、7月上旬に郵送します。

納税方法について

●普通徴収

7月から翌年2月まで毎月納付する方法(合計8回)
※普通徴収は、原則口座振替としています。登録可能

な金融機関の窓口のほか、保険課または支所市民福祉課で口座登録をお願いします。

●年金からの天引き(特別徴収)

公的年金からの天引きで納付する方法(合計6回)
※年度途中で特別徴収に切り替わる方は、天引きが開始される月までは普通徴収で納付していただきます。

交通事故にあったら…

交通事故や他人の犬にかまれたなど、第三者(加害者)からの行為でけがや病気をした場合は、治療を受ける前に、必ず保険課へ連絡をしてください。

